

# 芦屋市をとりまく財政状況

問い合わせ 財政課 ☎2011

三位一体の改革では、国から地方への税源移譲に伴い、平成十六年度から国庫補助負担金の削減等が行われ、また、平成十九年度からは住民税十%個人市民税六%、個人県民税四%の比例税率化等が実施されますが、本市にとっては、税源移譲となるどころか、大幅な市税収入の減収となり、この間、取り組んできた行政改革による効果額を見込んで、今後十年間で二百二十億円の財源不足が生じる厳しい状況となります。その概要をお知らせします。

## 本市にとって マイナスの税源移譲

平成十九年度から、個人市民税六%の比例税率化が実施されます。

芦屋市を含むごく少数の市区町村六%比例税率化以前に、八%または十%の税率区分の適用を受けていた高所得者層の多い自治体では、地方税収入が減り、税源移譲が、先に実施された国庫補助負担金削



個人市民税の計算を行う職員

減額の代替財源とならなければかりか、市税収入を大幅に減少させる要因となります。その結果、本市では次のようなマイナスの影響額が見込まれます。

## マイナスの影響額(平成19年度ベース)

個人市民税の減収見込額  
十三億七千万円減

六%比例税率化により、

十四億八千万円の減収

定率減税の廃止により、

三億一千万円の増収

分離課税所得の税率変更により、

一億二千万円の減収

その他の改正により、八千万円の減収

税源移譲を前提に実施された  
国庫補助負担金の削減額  
六億八千万円減

左記の補助負担金についても、一般財源化の対象となつていますが、現在のところ、移譲財源を見込むことができません。

平成十六年実施分

公立保育所運営費、介護保険事務費交付金、在宅福祉事業交付金ほか

平成十七年実施分

要保護および準要保護児童生徒援助費

「三位一体の改革」とは

(構造改革) 地方分権の推進

国庫補助負担金を削減する。  
(国補助・負担金改革)

削減した補助金等のうち地方において実施が必要な事業費相当額についてはその税源を地方に移譲する。  
(一般財源化 = 税源移譲)

地方交付税改革と行政改革により地方歳出の総枠を縮減する。  
(地方交付税改革)

を同時一体的に進めるといふ計画

補助金の一部ほか  
平成十八年実施分  
児童扶養手当給付費負担金、公営住宅家賃対策補助金ほか

地方特例交付金等の段階的廃止  
三億五千万円減

左記については、抜本的な税制改正が行われるまでの間の財源でした。今回の六%比例税率化により、削減されることになります。

地方特例交付金のうち恒久減税補てん分減税補てん債のうち恒久減税補てん分廃止となる平成二十一年度には、十億三千万円の減収見込みとなります。

## 財源不足への対応

これらの財源不足に対応するため、引き続き行政改革を推進することにより三十一億円を改善します。さらには、百八十九

億円の基金を取り崩して不足額を補てんします。この結果、今後十年間の収支の均衡は保てるものの、基金はほぼ全額を取り

崩すこととなります。平成二十八年以降は赤字決算となりますので、さらなる行政経費の節減・合理化に向けた取り組みを推進します。また、国・県に対しては、本市の窮状を強く訴え、財政支援を求めていきます。

平成27年度までの収支見込(一般財源ベース)

単位: 億円

年度 項目	平成18年度～平成27年度										計
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
歳入	290	267	260	236	236	232	230	233	235	236	2455
歳出	290	276	272	274	271	272	256	255	254	255	2675
歳入歳出差引	0	9	12	38	35	40	26	22	19	19	220
行革改善額	1	3	7	11	2	1	2	2	1	1	31
基金による補てん額	1	6	5	27	33	39	24	20	18	18	189
改善後の収支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 《 留意事項 》

本見込みは、現段階における地方税財政制度を前提に試算しています。国における平成19年度以降の地方財政措置の内容が明らかになった段階で再度見直しを行い、2月上旬を目途にお知らせします。

### 用語の解説

**比例税率** 課税標準に対して適用される税率を均一化した課税方式で、例えば固定資産税の1.4%(標準税率)等がこれにあたり、平成19年度以降の個人市民税(所得割)の税率が一律6%に変わることによる税率化といえます。これに対して、平成18年度分までの個人市民税(所得割)については、超過累進税率に拠っており課税標準が増えるに従って適用する税率も段階的(3%・8%・10%)に高くなる方式でした。比例税率化により、高額所得者層の多い自治体において、税収入が減少に転じる要因がここにあります。恒久的減税 政府の緊急経済対策の一環として、平成11年度に次の内容で実施された減税をいいます。

個人住民税の最高税率を15%から13%に引き下げる方針に基づき、具体的には市町村民税の最高税率を引き下げる方法(12%から10%)で減税を実施しました。個人住民税(所得割額)から、その15%相当額(4万円上限)を、所得税についても同様に20%相当額(25万円上限)を控除する方法で減税を実施しました。(定率減税) 定率減税については、平成18年度から半減、平

成19年度以降は廃止となります。なお、同時に実施された特定扶養控除額にかかると2万円の加算措置(43万円から45万円)については、現段階では継続する見込みです。

**地方特例交付金** 恒久的減税に伴う地方税の減収見込額を補てんする制度として、平成11年度に創設され、その内容と、実施期間は次のとおりです。

**内容** およびの減税に伴う減収見込額の4分の3の額から、たばこ税のうち地方に移譲された税率分等は補てん済みとみなして、これを差し引いた額を補てんする内容で、残りの4分の1については減税補てん債により補てんされます。

**実施期間** 将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間とされており、恒久減税部分の補てん措置については平成21年度には廃止されることとなります。(ただし、に対する補てん措置については、定率減税の廃止とあわせて平成18年度で終了)

**減税補てん債** 減税により減収となった額のうち、地方特例交付金等により補てんされた4分の3の額の残りの4分の1を市債により補てんする制度です。なお、当該市債の元利償還金については今後の地方交付税の基準財政需要額に100%算入できることとなります。